

○垂水市総合開発審議会条例

昭和 49 年 3 月 29 日条例第 14 号

(設置)

第 1 条 垂水市の総合的な開発並びに振興発展に必要な事項について、審議するため、垂水市総合開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ次の事項について審議する。

- (1) 垂水市総合開発計画に関すること。
- (2) 垂水市の振興発展に関する基本的な事項で、総合開発計画に密接な関係を有する事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認めた者のうちから、必要の都度、市長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは副会長が、会長及び副会長がともに事故あるとき又は、会長及び副会長がともに欠けたときはあらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が必要と認めるとき、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第 7 条 会長及び委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法は、垂水市報酬及び費用弁償条例（昭和 44 年条例第 9 号）に定めるところによる。

(事務の処理)

第 8 条 審議会の事務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 21 日条例第 26 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 18 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 25 日条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日条例第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。